

## 食事療養標準負担額引き上げについて

令和7年4月1日より「食事療養標準負担額」が引き上げられることになりました。

### ≪入院時食事療養標準負担額≫

	食事時食事療養費
一般所得	490円 → 510円
指定難病患者の場合※ <sup>1</sup>	280円 → 300円
低所得Ⅱ	230円 → 240円
90日を超える入院の場合※ <sup>2</sup>	180円 → 190円
低所得Ⅰ	110円

### ≪入院時生活療養標準負担額≫

	入院時生活療養費	
	食費	居住費※ <sup>4</sup>
一般所得	490円 → 510円	370円
( )内は生活療養Ⅱの場合	(450円 → 470円)	
低所得Ⅱ	230円 → 240円	370円
入院の必要性の高い場合※ <sup>3</sup> 、かつ 90日を超える入院の場合※ <sup>2</sup>	180円 → 190円	370円
低所得Ⅰ	140円	370円
入院の必要性が高い場合※ <sup>3</sup>	110円	370円

※<sup>1</sup> 小児慢性特定疾病児童等また指定特定医療を受ける指定難病患者

※<sup>2</sup> 過去12ヶ月で90日を超える入院をしている患者

※<sup>3</sup> 人工呼吸器や中心静脈栄養を要する、脊髄損傷、難病等の場合または指定難病患者の場合

※<sup>4</sup> 指定難病患者の場合の居住費は0円となります